

議案第29号 説明資料

幕別町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○<u>幕別町就学指導委員会設置条例</u> (昭和55年9月29日 条例第34号)</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 心身に障害をもつ就学予定者、学齢児童及び学齢生徒の適切な就学指導を図るため、幕別町教育委員会に、幕別町就学指導委員会（以下「指導委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>(業務)</u> 第2条 指導委員会は、教育上特別な取扱いを要する児童及び生徒の心身の故障の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行ないその結果を答申する。</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 指導委員会は、委員25名以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員は、次の区分により選出する。 (1) 特別支援学級設置校校長 (2) 特別支援学級担任教諭 (3) 医師 (4) 児童相談所所長 (5) 学識経験者</p> <p>第4条 略 (役員)</p> <p>第5条 指導委員会に委員の互選により次の役員を置く。</p>	<p>○<u>幕別町教育支援委員会設置条例</u> (昭和55年9月29日条例 第34号)</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 障害のある又は特別の配慮を必要とする就学予定者、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）に対して、適切な就学の支援を行うため、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、幕別町教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>(業務)</u> 第2条 支援委員会は、児童生徒等の障害の種類、程度等の判断に関し、教育委員会の諮問に応じ、相談、調査及び審議を行い、その結果を答申する。</p> <p>2 支援委員会は、前項の児童生徒等の状態に応じた適切な教育又は就学指導について必要があると認めるときは、教育委員会に意見を具申することができる。</p> <p><u>(組織)</u> 第3条 支援委員会は、委員25人以内をもって組織し、委員は教育委員会が委嘱する。</p> <p>2 委員は、次の区分により選出する。 (1) 教育職員 (2) 医師 (3) 児童福祉施設の職員 (4) 関係行政機関の職員 (5) 学識経験者</p> <p>第4条 略 (役員)</p> <p>第5条 支援委員会に委員の互選により次の役員を置く。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>会長 <u>1名</u> 副会長 <u>2名</u> 2及び3 略 第6条 略</p>	<p>会長 <u>1人</u> 副会長 <u>2人</u> 2及び3 略 第6条 略 <u>(専門部会)</u> 第7条 <u>支援委員会は、第2条に規定する相談及び調査を行うため、専門部会を置くことができる。</u> 2 <u>専門部会の部会員は教育委員会が委嘱し、任期は支援委員会の委員の任期に準ずるものとする。</u></p>